

令和6年度
事 業 計 画 書

令和6年 4 月 1日から
令和7年 3 月31日まで

公益財団法人 真田山陸軍墓地維持会

令和6年度 公益財団法人真田山陸軍墓地維持会 事業計画書

1. 方針

今期は、近畿財務局による納骨堂の耐震工事により、墓地内への立ち入りが制限されているが、秋季慰靈祭・万灯会等の各事業の開催は形式を工事の進捗を確認した上で検討し実施していく。

また、工事や立ち入り制限の状況について情報発信に努め、ご遺族の参拝等が安全かつスムーズに行えるよう調整を行い、各協力団体との連携を図り、各事業への参加者の増加に努める。

前年度に引き続き、近畿財務局と大阪市と連携を図り、墓地内の環境維持活動に努め、墓石の修復・保存、その他の施設の整備に努める。

2. 主要実施項目

(1) 慰靈祭の開催による戦没者の崇敬と世界の平和を祈念する思想の普及に寄与する事業

(公益目的事業1)

① 秋季慰靈祭の実施

○10月26日(土)に秋季慰靈祭を実施する。実施に当たっては遺族はじめ、地元国会・府議会・市会議員、陸上自衛隊、各種団体、一般市民、地元大阪市の近隣高等学校、中学校の生徒・教職員にも広く案内をし、戦没者の崇敬と世界の平和を祈念する思想の普及に努める。尚、今期も納骨堂は耐震改修工事が行われており、工事の安全管理上、例年会場を設置している広場では行えないことが予測されるため、前年度同様に事務所横の広場にて慰靈祭を執り行う。

また、慰靈祭前日には、各種団体や一般市民に協力を要請し、墓地の清掃と全墓碑への供花を実施する。

○慰靈祭当日の講演会の実施

慰靈祭当日、真田山旧陸軍墓地に関するテーマで、講演会を実施し、当墓地の歴史的価値の啓発・普及に努める。

○陸上自衛隊中部方面隊を中心とした自衛隊の災害派遣活動等の活躍の様子を写真パネルで展示し、慰靈祭参加者に紹介し、紛争や災害のない平和な国づくりと国を守ることの大切さを啓発する。

② 万灯会の実施

8月15日夕刻に各種団体や一般市民に広く案内をし、墓地埋葬者に対する慰靈・追悼のため、全墓碑の前にローソクを灯し、万灯供養を実施する。尚、今期も納骨堂の耐震改修工事が行われており、安全管理上、立ち入り区域が制限されていることから、工事の状況によっては実施内容の変更を行う。

③ 諸団体が実施する慰靈行事・個人の参拝支援

諸団体の墓地見学の参拝については、要請があった際に納骨堂工事の安全を確認し、対応を検討する。要請により献花の準備及び参拝者の対応を行うと共に、慰靈行事が円滑に実施されるよう協力する。個人の参拝者に対しても要請に応じて案内等を行う。

(2) 墓地の学術的調査活動により得られた調査・研究成果の啓発と普及を図る事業

(公益目的事業2)

① 真田山旧陸軍墓地の学術的調査活動の推進

当墓地の調査・研究を前年度に引き続き、近現代史研究家等で構成する「NPO法人旧真田山陸軍墓地とその保存を考える会」に委託し、墓碑銘文及び納骨堂の遺骨の調査結果に基づき、埋葬・納骨将兵及び当陸軍墓地の歴史に関する研究内容の充実を図る。

② パンフレット等の活用

パンフレット「真田山旧陸軍墓地」等の資料を活用し、墓地見学者や問合せのあった個人・団体への説明、墓地の周知・理解に努める。また、パンフレットの改定を随時行い、最新情報の発信を行う。

③ ホームページの活用

ホームページを主要手段として、一層の法人の活動内容の広報に努める。慰靈祭・万灯会の開催を掲載し、一般参加者の増加を目指す。また常に新しい情報の掲載を行うと共に、活動報告等を発信し、内容の充実を図る。

④ メディアの活用

学術上からも貴重な当墓地の内容を広く国民に理解頂くために、新聞社、テレビ等報道各社からの取材には、積極的に協力し、墓地の情報発信に努める。

(3) 墓地・墓碑、その他施設の維持及び修復に関する事業

(公益目的事業3)

① 劣化の進んだ墓碑の修復・保存

風化が進んでいる墓碑の強化処理を近畿財務局や京都芸術大学と連携を取り、保善業務を進めていく。損傷度合いの進んでいる墓碑については、引き続き修復・保存方法の研究を京都芸術大学日本庭園・歴史遺産研究センターに委託し、修復の施工及び補修技術の研究・施工に努める。

② 自費で墓碑の建替えを希望する遺族からの要請については、建替え基準(原状を変更しない条件)を提示し、大阪市長宛に届出申請に関する支援を行い、終戦当時からの墓地景観の維持に努める。

③ 大阪市が実施される、植栽の剪定、草刈りの他、諸団体、ボランティアの協力を得て、墓地の除草・清掃等、環境維持活動を推進する。また、奉仕者に対する休憩場所の提供、飲料水の提供を行う。

④ 各種協力団体に、慰靈祭・万灯会の事前清掃や日常の除草・清掃環境維持に対する協力要請・調整を行う。

⑤ 遺族・ボランティア団体などが使用する清掃用具の整備や施設の保全に努める。

(4) 法人の運営・管理

① 法令に基づく、法人の運営・管理に万全を期す。

② 維持会員の入会促進

財政基盤の安定化を図るため、維持会員の入会勧誘の促進に努める。

③ 寄附金募集の推進

当法人に対する寄附金については、パンフレットやホームページ等を活用し、寄付金の勧募を推進し、財政基盤の強化・安定化に努める。

④ 墓地管理の強化

主たる事務所での事務機能の充実を図り、墓地の案内、墓碑はじめ施設の保全に努める。

⑤ 理事会・評議員会の開催

・理事会は通常3ヵ月に1回開催する。

令和6年6月・10月・12月、令和7年2月に開催する。

・定時評議員会を令和6年6月に開催する。

・その他、必要の都度、理事会及び評議員会を臨時に開催する。

以上